

## 島根大学附属図書館と島根県立図書館との相互協力に関する協定書

1 島根大学附属図書館（以下「大学図書館」という。）と島根県立図書館（以下「県立図書館」という。）は、両館の利用者等の学習、教育及び研究活動の発展に資することを目的に、図書館利用の相互協力（以下「相互協力」という。）に関し協定書を締結する。

2 相互協力に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の相互貸借に関する事項。
- (2) 図書館資料の文献複写（以下「複写」という。）に関する事項。
- (3) レファレンス（参考相談・調査・照会等）に関する事項。
- (4) 図書館講演会及び公開展示に関する事項。
- (5) 横断検索システムに関する事項。
- (6) 資料の寄贈・交換に関する事項。
- (7) 職員の資質向上のための研修及び相互交流に関する事項。
- (8) その他両館の利用サービス向上に関する事項。

3 両館は、相互協力を推進するにあたり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 両館の相互協力は、法令、条例及び規則等に抵触しない範囲内で行う。
- (2) 両館の相互協力は、それぞれの業務に支障のない範囲内で行う。

4 相互協力を行うための事務取扱については、「島根大学附属図書館及び島根県立図書館相互協力取扱要領」を両館協議の上定め、これを所持するものとする。

5 この協定書に定めのない事項について、これを定める必要が生じたときは、大学図書館、県立図書館は協議の上、定めるものとする。

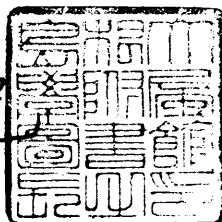
大学図書館と県立図書館は、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 2月23日

松江市西川津町1060  
島根大学附属図書館長

松江市内中原町52  
島根県立図書館長

高安克己



森脇義博

